

○学校法人湘南工科大学寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人湘南工科大学という。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県藤沢市辻堂西海岸1丁目1番25号に置く。

(運営の基本)

第3条 この法人の運営は、私立学校法その他の法令によるもののほか、この寄附行為の定めるところによる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、私立学校を設置することを目的とする。

(設置する学校等)

第5条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置するほか教育に関連する事業を行う。

(1) 湘南工科大学大学院 工学研究科

(2) 湘南工科大学

(2)―1 工学部 機械工学科 電気電子工学科 総合デザイン学科 人間環境学科

(2)―2 情報学部 情報学科

(3) 湘南工科大学附属高等学校 全日制課程 普通科

第3章 法人の管理

第1節 総長

(総長の地位及び権限)

第5条の2 この法人に、総長を置くことができる。

2 総長は、この法人の設置する学校の教育を総括する。

(選任)

第5条の3 総長は、理事長がこの法人の設置する学校の意見を聞き、指名推薦し、理事会で選任する。

(任期)

第5条の4 総長の任期は、定めない。

2 本人の辞意が理事会にて表明されたとき、理事会の承認により任期を終了することができる。

(総長の職務)

第5条の5 総長は、この法人の設置する学校の教育に関わることについて理事長の諮問に答える。

第2節 理事及び理事会

(理事)

第6条 この法人に、6人以上9人以内の理事を置く。

(理事長)

第7条 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第7条の2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(副理事長)

第7条の3 理事のうち1人を副理事長とすることができる。副理事長は理事会の過半数の議決により選任する。副理事長を解任するときも、同様とする。

2 副理事長は、理事長を補佐する。

3 副理事長は、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

(常務理事)

第8条 この法人に、常務理事1人を置く。

2 常務理事は、理事(理事長を除く。)のうちから理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

3 常務理事は、理事長・副理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

4 常務理事は、副理事長が選任されていない場合に、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

(理事会)

第9条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議

すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

- 4 理事長が、前項ただし書の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。ただし、第4項及び第18条第2項の規定に基づき開催された理事会においては、議長は出席理事の互選により選出するものとする。
- 8 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第11項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の規定がある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 12 議長は理事会の議事について、理事会の開催場所、日時、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が、これに署名押印しなければならない。議事録は、これをこの法人の事務所に保管する。
- 13 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(業務の決定の委任)

第9条の2 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(理事の職務等)

第10条 理事（理事長及び常務理事を除く。）は、この寄附行為の定めるところにより、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

- 2 理事長及び常務理事が事故あるとき、又は理事長及び常務理事が欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が順次に理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。（理事の選任）

第11条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 総長の職にある者（第5条の3の規定により選任された場合に限る。）
- (2) この法人の設置する学校の学長及び校長 2人
- (3) 評議員のうちからその互選によって定められた者 2人
- (4) この法人に縁故ある学識経験者又は功労者のうちから理事の過半数によって選任された者 1人以上4人以内

ただし、第5条の3の規定による総長の選任がない場合は 2人以上5人以内とする。

- 2 前項第1号、第2号及び第3号に規定する理事は、総長、学長、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

（理事の任期）

第12条 理事（前条第1項第1号及び第2号に規定する理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 理事は、再任されることができる。
- 3 理事は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務（理事長、副理事長、常務理事にあつてはその職務を含む。）を行う。

（理事の解任及び退任）

第13条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、出席した理事の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 理事たるにふさわしくない重大な非行があつたとき。

- 2 前項各号により理事が解任され、この寄附行為に定める理事の定数を欠くことになる場合には、その解任と同時に後任者を選任しなければならない。

3 理事は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。
(理事の待遇)

第14条 理事は、理事会の議を経て有給とすることができる。

第3節 名誉総長、名誉理事長及び顧問

(名誉総長、名誉理事長及び顧問)

第15条 この法人に、名誉総長、名誉理事長及び顧問若干人を置くことができる。

- 2 名誉総長は、この法人の発展に多大の功績及び功労があった者に理事会が授与する。また、別に定める様式により称号記を授与する。
- 3 名誉総長は、この法人の表徴であって、理事会の要請によりこの法人のすべてにわたる諸問題に対し理事会からの諮問に答えることができる。
- 4 名誉理事長は、理事長としてこの法人の発展に多大な功績及び功労があった者に、理事長退任後理事会がこれを授与する。
- 5 名誉理事長は、理事会の要請によりこの法人のすべてにわたる諸問題に対し理事会からの諮問に答えることができる。
- 6 顧問は、この法人に特別功労があった者のうちから必要に応じ理事会が委嘱する。
- 7 顧問は、理事会の要請により、この法人の業務及びこの法人の設置する学校における教育、学術上の諸問題に答える。

第4節 監事

(監事)

第16条 この法人に、2人の監事を置く。

(監事の選任)

第17条 監事は、この法人の理事、職員（この法人の設置する学校の学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは3親等以内の親族以外の者から、評議員会において選出し、理事長が任命する。

- 2 監事のうち1人は、常任とすることができる。
- 3 第1項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(監事の職務)

第18条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(監事の任期)

第19条 監事の任期は、2年とし、この寄附行為第12条第1項ただし書並びに第2項、第3項の規定は、監事についてこれを準用する。

(監事の解任)

第20条 この寄附行為第13条の規定は、監事についてこれを準用する。

(監事の待遇)

第21条 この寄附行為第14条の規定は、監事についてこれを準用する。

第5節 評議員会及び評議員

(評議員会)

第22条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、21人以上26人以内の評議員をもって組織する。

3 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 総長の職にある者（第5条の3の規定により選任された場合に限る。）

(2) この法人の設置する学校の学長及び校長 2人

(3) この法人の職員のうちから、理事会において選任された者 7人以上9人以内

(4) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から、理事会において選任された者 2人

(5) この寄附行為第11条第1項第3号により選任された理事以外の理事のうちから、理事会において選任された者 1人以上3人以内

(6) この法人に関係ある学識経験者又は功労者で前各号に規定する評議員の過半数により選任された者 6人以上7人以内

ただし、第5条の3の規定による総長の選任がない場合は、8人とする。

(7) この法人の設置するそれぞれの学校の保護者のうちから、理事会において選任された者（ただし、その子弟が卒業又は退学等により在籍しなくなったときは評議員の職を失うものとする。） 2人

4 前項第1号、第2号、第3号及び第5号に規定する評議員は、総長、学長、校長、職員又は理事の職を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第23条 評議員（前条第3項第1号及び第2号に規定する評議員を除く。以下この条において同じ。）の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(招集)

第24条 評議員会は、理事長が招集する。ただし、理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

2 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

3 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(議長)

第25条 評議員会に議長を置き、会議の都度評議員の互選で定める。

(定足数、決議方法等)

第26条 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第5項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

2 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

3 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

5 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

6 理事長は、評議員会の議事について、評議員会の開催場所、日時、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び議長の指名した評議員の議事録署名者2人が、これに署名押印しなければならない。議事録は、これをこの法人の事務所に保管する。

(議決事項)

第27条 評議員会は、この寄附行為に別に定めるところに従い、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 解散

(2) 合併

(諮問事項)

第28条 次の各号に掲げる事項については、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。

(1) 予算及び事業計画

(2) 事業に関する中期的な計画

(3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

- (4) 役員に対する報酬等（報酬、退任慰労金及びその他の役員としての職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産の帰属者の選定
- (10) 寄附金品の募集に関する事項
- (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めたもの（評議員会の意見具申等）

第28条の2 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は理事及び監事（以下「役員」という。）の業務の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

（評議員の解任及び退任）

第29条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

第4章 資産及び会計

（資産）

第30条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 資産目録記載の財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 授業料、入学金及び入学選抜料
- (4) 寄附金品

(5) その他の収入

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編成された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産等の処分の制限)

第32条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを消費し又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(運用財産たる現金の運用)

第33条 運用財産のうち現金は、確実な有価証券を購入し、又は確実なる信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは郵便貯金として理事長又はその委任を受けた者が保管する。

(経費の支弁)

第34条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、入学選抜料その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第34条の2 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第36条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上8年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第37条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 決算及び事業の実績の報告は、毎会計年度終了後2月以内に、理事長において、評議員会に報告して、その意見を求めなければならない。

3 決算上剰余金が生じたときは、その一部又はその全部を基本財産、若しくは運用財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰り越すものとする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第38条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(財産目録等の備付け、閲覧及び情報の公表)

第38条の2 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

4 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)を作成したとき これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(資産総額の変更登記)

第38条の3 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後

2月以内に登記しなければならない。

(役員報酬)

第38条の4 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第38条の5 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第38条の6 理事(理事長、副理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第5章 合併及び解散

(合併)

第39条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会において評議員総数の3分の2以上の議決がなければならない。

2 合併は、文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

(解散)

第40条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会における評議員総数の3分の2以上の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産

(5) 文部科学大臣の解散命令

- 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第41条 この法人が解散（合併及び破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、他の学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人のうちから理事総数の3分の2以上の議決によって選定されたものに帰属する。

第6章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第42条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に認可を受けなければならない。

- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第7章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第42条の2 この法人は、第38条の2第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、学校法人湘南工科大学の掲示場に掲示して行う。

(施行細則等)

第44条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項に係る規定は、理事会において定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和36年4月13日から施行する。
- 2 第15条第1項第3号に該当する者があるまでは、第15条第1項第5号の評議員を9人とする。
- 3 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 兼子秀夫

理事 五島昇

理事 木下久雄

理事 八木秀次

理事 山本清雄

理事 八木勇平

監事 唐沢俊樹

監事 下山ふみ

附 則

この寄附行為は、昭和36年11月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和42年10月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和47年1月13日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和48年11月21日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和52年12月23日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和56年2月25日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和56年7月21日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和57年7月24日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和63年12月22日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成5年3月19日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成12年2月25日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成12年7月28日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成12年9月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 平成12年12月21日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。
(湘南工科大学工学部の電気工学科、材料工学科の存続に関する経過措置)
- 2 湘南工科大学工学部の電気工学科、材料工学科は、改正後の寄附行為第5条第2号の規定にかかわらず平成13年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成14年7月30日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 平成14年8月13日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。
(湘南工科大学工学部の機械工学科の存続に関する経過措置)
- 2 湘南工科大学工学部の機械工学科は、改正後の寄附行為第5条第2号の規定にかかわらず平成15年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成17年3月22日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。
(湘南工科大学工学部電気電子メディア工学科及びシステムコミュニケーション工学科に関する経過措置)
- 2 湘南工科大学工学部電気電子メディア工学科及びシステムコミュニケーション工学科は、改正後の寄附行為第5条第2号の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成19年10月15日）から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。
(湘南工科大学工学部機械システム工学科及び機械デザイン工学科に関する経過措置)
- 2 湘南工科大学工学部機械システム工学科及び機械デザイン工学科は、改定後の寄附行為第5条第2号の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成21年6月12日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成24年11月15日）から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。
(湘南工科大学工学部コンピュータデザイン学科の存続に関する経過措置)
- 2 湘南工科大学工学部コンピュータデザイン学科は、改定後の寄附行為第5条第2号の規定にかかわらず、平成26年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成25年12月3日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

平成26年5月29日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成26年5月29日から施行する。

附 則

平成26年12月24日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成26年12月24日から施行する。

附 則（平成28年3月20日）

この寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月24日）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成30年12月19日）から施行する。

附 則（令和2年3月15日）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和2年11月26日）から施行する。

附 則（令和2年10月21日）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和2年11月26日）から施行する。

附 則（令和3年10月20日）

1 寄附行為は、令和5年4月1日から施行する。

（湘南工科大学工学部の情報工学科、コンピュータ応用学科の存続に関する経過措置）

2 湘南工科大学工学部の情報工学科、コンピュータ応用学科は、改正後の寄附行為第5条第2号の規定にかかわらず、令和5年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。